

2014年6月25日
日本生活協同組合連合会
品質保証本部
安全政策推進部
鬼武一夫

「消費者委員会 第29回 食品表示部会 資料」に関するコメントペーパー

食品表示基準（案）…資料6

全体的なコメント

1. User-friendly（使いやすい）な構成とすべきである。即ち、
 - ・全体の構成が一目でわかるような目次を付けるべきである。
 - ・食品事業者が、自社の食品に、合法でかつ適正な表示を行う場合、どこ部分を参照すればよいのかわかるよう、索引を付けるべきである。
 - ・消費者が、購入しようとする、あるいは購入した食品が、法律に従って表示されているかをチェックできるように、該当する食品がどの条文等を参照すればよいかの、ガイダンスが必要である。
とかく問題となる禁止されている表示は、どこを参照したらいいのかが分かるようにすべきである。
2. 食品表示基準は、常に修正若しくは追加される性格のものであるが、特にこれまでの個々の品質表示基準は頻繁に改定されてきたが、今後どのような手続きで、本則およびその他の部分が修正または改訂されるのかを示すべきである。
3. 全体的に、酒類の表示に関する規定が少ない。酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律において、未成年者の飲酒防止に関する表示基準により、“酒類の容器又は包装（以下「容器等」という。）には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示するものとする。”と規定されているが、このような規定に言及できるようにする体系を考えるべきである。
4. *Asparagus officinalis* L. は、*Asparagus officinalis* L. のように、本表示基準において用いられている学名はイタリック（詳しくは属名と種小名はイタリック体、それ以外はローマン体）にすべきであろう。

個別のコメント

本体—1（1ページ）（定義）第二条

- ・本基準に用いられている重要な用語を包含させ、そして定義を示すべきである。
- ・定義に、添加物を加えるべきであろう（「食品」「酒類」「アレルゲン」含め食品表示法にすでに記載しているので食品表示基準には定義しないとのことか）。また、加工助剤、キャリーオーバーを本則—5から移動させるべきである。
- ・第二条 七 “消費期限 定められた方法…期限を示す年月日をいう。”と記述されている、一方、食品表示法第4条第1項2において、消費期限は、“食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。”と定義されているが、2つの定義は、どのように使い分けるのかを示すべきである。
- ・定義に、食肉を加えるべきである。

本体—5 (3 ページ) : (横断的義務表示) 第三条 添加物

- ・キャリーオーバーの説明を、コーデックスの関連規格を参照し、修正すべきである。

キャリーオーバー (carry-over) とは、Codex General Standards for Food Additives (CODEX STAN 192-1995) のセクション4に述べられているように、単に持越しの意味である。キャリーオーバーした食品添加物の表示は、Codex General Standards for the Labelling of Prepackaged Foods (CODEX STAN 1-1985) のセクション4.2.4に規定されている。

今回、コーデックスの考え方が栄養強調表示において導入されている以上、別の項目においてもコーデックスの考え方を導入し、国際化に備えるべきである。

4.2.4 加工助剤及び食品添加物のキャリーオーバー

4.2.4.1 食品添加物を用いた原料又はその他原材料を使用した結果、相当量又は食品中で技術的な機能を発揮するのに十分な量が当該食品中にキャリーオーバーされた場合は、当該食品添加物を原材料一覧に含めなければならない。

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリーオーバーされた食品添加物、及び加工助剤は、原材料一覧への表示が免除される。ただし、4.2.1.4に記載された食品添加物及び加工助剤については、この免除は適用されない。

本体—6 (3 ページ) : (横断的義務表示) 第三条 栄養成分の量及び熱量

1の三に関して

- ・一定の値又は下限値及び上限値を表示する場合の基準を示すべきである。即ち、どのような場合に一定の値を表示するのか、またどのような場合に、下限値及び上限値を表示するのかの基準を示すべきである。また下限値と上限値の幅に関しても基準を示すべきである。
- ・一定の値を示す場合、一定の値が別表第九 (第四欄) に掲げる許容差の範囲内にあることを、取締り機関が検定する際には、別表第九 (第三欄) に掲げる方法を用いること義務付けるべきであるが、食品関連事業者が分析を行い、一定の値を表示する際に、別表第九 (第三欄) に掲げる方法を用いることを義務付けるべきではない。諸外国は、食品関連事業者に分析法を、推奨するものの、強制はしていない。この規定は、規制緩和の精神から修正されるべきである。

本体—7 (4 ページ) : (横断的義務表示) 第三条 栄養成分の量及び熱量

2の一に関して

- ・「…一致しない可能性があることを示す表示をすること。」と記述されているが、この表示をどこに示すのか、またどのような文言が認められるのか、表示する文字の大きさ等に関する規定は示されていない。今現在の通知では以下の程度しか示されておらず、より具体的なものが望まれる。

※ 栄養表示基準等の取扱いについて (消食表第282号 平成25年9月27日)

(3) 栄養表示基準第3条第3項第1号による記載は、次のいずれかの文言を含むこと。

① 「推定値」

② 「この表示値は、目安です。」

なお、消費者への的確な情報提供を行う観点から、例えば「日本食品標準成分表2010の計算による推定値」、「サンプル品分析による推定値」など、表示値の設定根拠等を追記することは差し支えない。

本体—7 (4 ページ) : (横断的義務表示) 第三条 製造所または加工所の所在地及び…

1 に関して

非常に (括弧) が多くて読みづらい。しかも (括弧) の位置が間違っていないか。もしそうでないのであれば、何か意図があるのか説明が聞きたい。

タイトルでは

製造所又は加工所の所在地 (輸入品にあつては、輸入業者の営業所在地) 及び製造者又は加工者の氏名又は名称 (輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称)

しかし、本文では下二つの階層の括弧を除くと以下の内容となる。

製造所又は加工所 (食品の製造又は加工が行われた場所の所在地) 及び製造者または加工者の氏名又は名称を表示する。

↓

意味をあわせると以下の位置に括弧がくるべきか。

製造所又は加工所 (食品の製造又は加工が行われた場所) の所在地及び製造者または加工者の氏名又は名称を表示する。

※食品衛生法では以下のとおり。

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令 第 1 条 2 項 (三)

製造所又は加工所の所在地 (輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下同じ。) 及び製造者又は加工者 (輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。) の氏名 (法人にあつては、その名称。第 8 条及び第 10 条において同じ。)

本体—7 (4 ページ) : (横断的義務表示) 第三条 製造所または加工所の所在地及び…

製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

3 に関して

「1 の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所…。」の規定は、確認されたのか？
あたかも、決まったかのごとく書かれているのは遺憾。

「この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない」

- ・情報の提供を求められたときに回答する連絡先
- ・ウェブサイトのアドレス
- ・当該製品を製造している全ての製造所の所在地…

この部分も調査会で審議された事項であったか。

本体—20 (10 ページ) :

保存の方法

- ・保存の方法が、7 酒類に関して認められているが、種類の中には、不適切な保存の場合、品質が変化するものもあり、このようなものに関しては、消費者に対する信頼の面から、保存の方法の表示が必要である。例は、一部の清酒である。即ち、「清酒の製法品質表示基準」(平成元年 11 月国税庁告示 9 により、清酒 (生酒に限る。)) では、保存若しくは飲用上の注意事項が、表示すべき事項となっている。

本体—21 (11 ページ) :

消費期限又は賞味期限

- ・消費期限又は賞味期限の表示省略が、7 酒類に関して認められているが、酒類の中には、比較的短期的に、経時的に品質が低下するものがあり、このようなものに関しては、消費者に対する信頼の面から、賞味期限の表示が必要である。例えば、長期間常温で保存された清酒の品質劣化は著しい。
- ・8 飲料水及び清涼飲用水（ガラス瓶入りのもの（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン容器入りのものに限る。）において、ポリエチレン容器以外の、適切な合成樹脂製容器も認められるべきであろう。ポリエチレン容器入りのものは、実態としては僅かであろう。他の合成樹脂製容器入りのものが圧倒的であろう。

本体—21 (11 ページ) :

栄養成分の量及び熱量

- ・二 酒類が省略可能となっているが、現在販売されている酒類の中には、例えば糖質〇〇%オフのような強調表示がなされているものがある。強調表示を行う場合には、栄養成分の量及び熱量を義務付けるべきである。

本体—23 (11 ページ) : 第六条 (推奨表示)

- ・タイトルは、(推奨表示) となっているが、「…積極的に推進するよう努めなければならない。」と実際は、義務付けの規定になっている。また、飽和脂肪酸の量の表示と、食物繊維の量の表示のいずれを優先させるのか、同時に推進するのかが不明である。
また、何時まで、推進させるのか？ 何時から義務表示にするのか？

本体—23 (12 ページ) : 第七条 (任意表示)

- 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは・・・
- ・ナトリウムは、食塩相当量とすべきである。

本体—47 (24 ページ) : 第三十七条 (義務表示)

- ・食品関連事業者以外の販売者の定義を示すべきである。同時に、食品関連事業者の定義も示すべきである。（食品表示法における定義が来るものと思うが）

9-1 (109 ページ) : 別表第九

許容幅の範囲

- ・プラス・マイナス 20%があると共に、プラス 50%・マイナス 20%やプラス 80%・マイナス 20%のように、プラスの%とマイナスの%が異なるものがあるが、この理由をどこかに示すべきであろう。

9-2 (110 ページ) : 別表第九

食物繊維

- ・コーデックス (CCNFSDU) において議論されているように、分析法によって定量化される化合物が異なる。高速液体クロマトグラフ法と、プロスキー法では食物繊維は異なる。従って、食物繊維の定義が必要である。

12-1 (112 ページ) : 別表第十二

別表第十二

- ・ナトリウムは食塩相当量にすべきである。

別記様式 3-1 (168 ページ) : 別記様式三

“6 表示の単位は、この様式の単位に関わらず、…”は、“6 表示の単位は、この様式の単位にかかわらず、…”とすべきである。

以上